

7－1－1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

## 1. 現状

### (1) 養成目標とする法曹像と必要な資質・能力

早稲田大学大学院法務研究科において養成しようとする法曹像を端的に表現するものとして、本報告書においては、<国を超える、文化を超える、階層を超えて法の下に正義を貫ける“境界を超える法曹（ボーダーレス・ロイヤー）”>と、<現代の日本と国際社会を「法」のあり様から考え、新たな発展を構想できる“挑戦する法曹”>とを掲げた。

“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”という標語に象徴される法曹像は、本学の建学の精神と法曹養成に関するこれまでの経験・実績を踏まえ、司法制度改革審議会の意見書に示された基本理念を実現する方向で練り上げられたものである。

司法制度改革審議会の意見書は、これから法曹に必要とされる資質・能力として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養、柔軟な思考力と説得・交渉の能力、社会や人間関係に対する洞察力と人権感覚、国際的視野と語学力をあげている。

しかしながら、これらの資質・能力のうちかなりの部分は、大学学士課程修了までに身につけておくべきものと考えられる。したがって、法曹となるための「必要条件」と考えられる資質・能力を備えているか否かについては、入学者選別において判断することとし、法務研究科における法曹養成は、司法制度改革審議会の意見書が述べているように、(ア)専門的な法知識の確実な修得、(イ)批判的・創造的な思考力と法的な分析能力、(ウ)先端的法分野や外国法に対する知見、(エ)法曹としての責任感・倫理観を涵養することをもって、その基本的な目標とすべきものと考えられる。

### (2) 法曹養成の理念・目標を実現するための方策

上述した法曹養成の基本的な理念・目標を実現するために、まず、入学者選別においては、法的知識の有無を問うことなく、もっぱら法曹としての「必要条件」ともいうべき資質・能力を備えているか否かを重点的に審査し、多様なバックグラウンドをもった有為の人材を選別する必要がある。そのため、本法科大学院においては、適性試験結果・申述書・推薦状・成績証明書・面接試験等を通じて、法曹となるべき者が備えるべき必要条件であると解される①判断力・思考力・分析力・表現力等の資質（知的側面）、②教養・各種分野の専門的能力（知識の側面）、③健全な社会常識・奉仕の精神・正義感（情の側面）、④情熱・気力（意志の側面）、⑤コミュニケーション能力の5つの

資質・能力の有無・程度を審査することにより、入学者の選抜を行っている。

その上で、第1年次においては、基礎的な法分野に関する基本的知識の体系的理解と法的思考力、法情報調査能力等の涵養を主要な教育目標とし、第2年次においては、法曹としての責任感・倫理観を涵養するとともに、各基本法分野におけるより高度の専門知識の修得、個々の法分野を超えた総合的な法的分析・推論能力と問題解決能力、コミュニケーション能力等の基礎的なスキルの育成に主眼をおき、第3年次においては、学生の多様な目的意識に対応するために、幅広い分野の先端的・展開的科目および実務基礎科目など、将来の法律専門職の専門分野別に必要科目をセットしたワークショップを提供するとともに、臨床法学教育を重点的に展開することによって法曹に必要なスキルとマインドについて一層の深化をはかりうるようにすることを、カリキュラム編成上の基本方針とした。

“境界を超える法曹”あるいは“挑戦する法曹”として活躍するためには、単に法的な知識を修得するだけでは足らず、事実関係を正確に把握し、法律上の問題点を発見し、的確な分析・推論を通じて、既存の議論に過度に捕らわれず最も適切な解決策を構築し、かつ、それらを説得的に表現する能力をも身につけなければならない。そのため、本法科大学院においては、原則として一方的な講義を行わず、あらかじめ具体的な問題を提示し、これをめぐって十分な予習をしてきた学生と教員または学生相互間で議論をする双方向・多方向授業を行うものとし、これによって、問題解決能力、法情報調査能力、事実調査能力、法的分析力、表現・説得能力、批判力等を涵養しつつ、同時に、高度な法的知識を修得することを期待している。その他、後述するように、法曹に必要とされる資質・能力を涵養するとともに、実際に法曹の仕事に接することによって法曹に期待される社会的役割等を実感し、さらに自覚的に学修をする意欲を高めること等を目的としたさまざまな特色ある授業科目を設置している。

カリキュラム外においても、各分野で活躍している法曹・法律実務家を招いての連続講演会や研究会、数多くの若手法曹をアカデミック・アドバイザーとして配置すること等を通じて、学生が法曹実務のあり方は法曹・法律実務家の考え方に対する機会を設けている。また、学生達の自主的な企画による模擬裁判や研究会活動等を奨励・支援することにより、自学自修の活性化もはかっている。

### (3) 法曹養成に係る方策の具体化

上記の理念・目標を実現するための方策がどのように具体的されているかについて、若干の典型例を摘示する。

#### ① 専門的な法知識の確実な修得

本法科大学院のカリキュラムは、幅広い教養と強い使命感をもって入学した学生に対して、基本的なものからより高度に専門的なものへと段階的に専門的法知識を積み上げていくこと、理論と実務の架橋をはかるべく理論研究を重視しながら実務的・実践的教育に大きな比重をかけていること、幅広いニーズに応えるべく多様性に富んだ科目設定をしていること、国際的な交流を重視していることなどの特色を有している。

本法科大学院においては、授業開始前の入学予定者に対して「新入生ガイダンス」において「教育研究支援システム」の利用方法を教示し、かつ、その供用を開始させることによって、本格的授業開始以前に、法令・判例・学術論文等をWeb上で検索し、ダウンロード等をしてこれを活用する能力を身につけさせ、開講後は直ちにこのシステムを通じて法情報調査等を行わせることで学修の効率化をはかっている。また、未修・既修を問わず、入学後最初に「司法制度論」または「法の基礎理論」を必ず受講すべきものとし、そこにおいては、わが国の司法のおかれている現状や法曹の役割等について概観するほか、インターネットを通じて、あるいは図書館等を利用して国内外の法情報を調査・検索する方法につき、実習を含む授業が行われている。

こうして身につけた基礎的な法情報調査能力等を前提として、各年次ごとに基礎から応用へと順次積み重ねていくことによって専門的な法知識を確実に習得させるものとしている。

すなわち、1年次には、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法といった実体法・訴訟法の基本科目を配置した。そして、2年次には、「憲法総合」「民事法総合」「刑事法総合」など法律基本科目の総合演習的な科目のほか、実務基礎科目として「弁護士の役割と責任」「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」を必修とし、「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」「民事弁護実務」「家事弁護実務」「刑事弁護実務」「憲法行政訴訟実務の基礎」「労働訴訟実務の基礎」「国際取引実務の基礎」等の選択必修科目を配置している。3年次には、民事法務・刑事法務・公益法務・行政法務・企業法務・涉外法務・専門法務（知的財産系）・専門法務（税務系）・専門法務（環境系）の9分野のワークショップを設け、それぞれの分野における高度に専門的な授業科目を多数設置するとともに、基礎法・外国法・隣接諸科学・実務基礎系科目に多くの選択科目を用意するほか、臨床法学教育として、民事・家事・刑事・労働・知的財産・外国人・ジェンダー・憲法の8分野のリーガル・クリニックおよびエクステーンシップを設けて、実務を経験する機会を提供している。

このほか、アメリカ・カナダ・ドイツのロースクールおよび台湾の司法官訓練所との間の交換協定に基づく学生交換によって国際交流を促進とともに、慶應義塾大学および上智大学の法科大学院との間で相互に設置科

目の提供を行うことにより、学生の選択の幅をさらに広げている。

上記の実務系・臨床系諸科目的うち、リーガル・クリニックでは、付設の「弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック」において、実務家教員および研究者教員の後見的な関与の下で、学生自身が直接に依頼者から相談を受け、必要に応じて訴訟等を受任している。それらの案件について、学生達は、相談者からの聞き取り等によって事実関係を把握した上で、法令・判例・学説等の必要な情報を検索・収集・精査・分析し、相談者への回答や訴状・準備書面等の起案などを行う。こうした経験は、法曹の使命と責任を強く自覚させるとともに、法情報調査能力のみならず、基礎的法知識・専門的法知識を飛躍的に豊かなものとし、さらには事実調査能力・問題解決能力・法的分析力・批判的検討能力・創造力・表現力・コミュニケーション能力等の実務上のスキルを身につけるのに極めて有効に機能している。エクスターンシップにおいても、国際機関・中央省庁・地方自治体・民間企業・弁護士事務所等で、具体的な案件の処理を任せられ、あるいは法情報調査や法律文書の起案を補佐し、法律実務家から添削その他の指導を受けることによって、同様に、法曹に必要とされるさまざまなスキルとマインドを飛躍的に発展させ、定着させることになる。

なお、1年次から2年次への進級制は、基礎的な法知識の修得を確実なものとすることに大いに寄与している。

## ② 批判的・創造的な思考力と法的な分析能力

本法科大学院における授業科目については、未修者を対象とする法律基本科目であっても、一方的な講義は行わず、裁判例や事例形式の設例を素材として、教員と学生あるいは学生相互間で議論を行うことによって、学生の理解を深めていくという双方向・多方向式の授業を行うことを原則としている。2年次の必修科目とされている「憲法総合」「民事法総合」「刑事法総合」などの科目では、複数の法律科目を複合的に適用しなければ解決することのできない事例を素材として法的問題解決のあり方を検討することを主目的としている。憲法・行政法・刑事法・倒産法その他の「応用演習」または「演習」も、これと同様である。「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」等の実務系科目においては、司法研修所の作成に係る事件記録型教材等を用いることにより、より実践的なかたちで、法的問題の発見から解決に至るプロセスの全体を学修するものとされている。

設例を素材とする授業の場合は、当該設例における法的な問題の所在を発見し、既存の判例・学説等の調査・分析を踏まえつつも、それらに過度に捕らわれることなく、その問題を解決するためにはどのような方法があるかを模索し、そのそれぞれの解決策にどのような利点と問題点があり、当該事案においてはどの解決策が最も望ましいか等を検討すべきことにな

る。裁判例を素材とした授業においても、単に判決の結論を覚えさせるのではなく、その判決の事実関係を精査させ、事実認定の適否、事実関係との関係における判決の結論の当否、当該判決の射程（他の類似判決との異同）等について綿密に検討し、議論することを目的としている。こうした授業を通じて、単に法的知識をより高度なものにするだけでなく、法曹に必要とされる事実認定能力、法的分析・推論能力、問題解決能力、創造的・批判的能力等々のスキルとマインドを涵養することが目指されている。

「模擬裁判」「国際模擬裁判」などは、具体的な紛争事例を解決するためにはどのような考え方があり、それらのさまざまな考え方のどれを選択するか、複数の選択肢の中から選ばれた結論を実現するためにはどのような作業を行う必要があり、そのためにどのようなスキルとマインドを涵養する必要があるかを、詳細かつ具体的に学修する。また、「臨床法学教育（リーガル・クリニックおよびエクスター・シップ）」においては、学生自身が実際に具体的な案件を処理することを通じて、問題解決に必要とされる法的知識につき綿密な学修をさせるだけでなく、依頼者の利益をはかるためにはどのような方策を探るべきかを真剣に考えさせることにより、批判的・創造的な思考力と法的な分析能力を著しく高め、かつ、基本的あるいは専門的な法知識を確実に修得することの重要性を再認識されることになる。

今日では、法的問題解決の手法は訴訟に限られず、ますます多様化している。こうした現実を背景として、「裁判外紛争処理」「行政紛争特別講義」「国際取引紛争処理法演習」「知的財産紛争処理法」「欧米知的財産紛争処理法」など多様な紛争処理方法に係る科目を開設している。

訴訟であれ、裁判外の紛争解決であれ、事実関係を正確に把握し、それを説得的に表現することが、当該事実関係に適合的な解決をはかるための不可欠の出発点となる。こうした事情を考慮して、「リーガル・ネゴシエーション アンド カウンセリング」「メディエーション演習」等の科目を設置するとともに、「民事弁護実務」等においても、当事者・関係者からの聞き取りその他の事実調査、口頭及び文書によるコミュニケーションと説得等のスキルを涵養するため、ロールプレイを含むさまざまな手法を採用している。刑事分野においても、「刑事証拠法」「捜査法」をはじめとして事実関係を正確に把握し、これを立証するための手法について詳しく学習する機会を与えている。「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」等は、それらを訴訟手続の中に的確に位置づけて、効果的に学習することを目的としている。また、「模擬裁判」「リーガル・クリニック」においては、それらのスキルを実践的に体験する場を提供し、大きな成果をあげている。

このほか、1年次（既修者は2年次）に設置されている「法の基礎理論」「司法制度論」、選択必修科目としての「基礎法」（法哲学・法思想史、法史学、法社会学）、「外国法」（英米法、ドイツ法、フランス法、EU法、中国

法、アジア法、ロシア法・東中欧法など)の基礎および演習、「隣接科目」(公共政策、社会保障法政策、財政学、経済学、会計学、心理学、法医学)などを通じて、現在の国内法制度を歴史的視点・比較法的視点・経済学的視点その他多様な視点から批判的に検証し、創造的な解釈論・立法論を展開する素地を養成している。

学生達も、もともと多様なバックグラウンドをもっていることから、双方向・多方向方式で行われている授業の中では多様な批判的・創造的意見が示され、相互の議論が活性化されて、良い意味での刺激を与えあっている。また、学生達は、さまざまなかたちの研究会・勉強会を組織し、実務家教員および研究者教員との緊密な連携の下に、模擬裁判や判例研究、講演会などを主催し、自主的に問題解決能力、批判的・創造的思考力、法的分析・推論能力等を高める努力もしている。学生達が自主的に創刊した”Law and Practice”と題する法律誌の発行は、こうした自主的活動の一つの成果として高く評価することができよう。

ここで、法的表現力やコミュニケーション能力の涵養についても付言しておきたい。既に述べたように、本法科大学院における授業は、ソクラティックメソッド等の双方向・多方向方式を原則としており、これを通じて日常的に口頭による議論の能力を養成しているが、これ以外に、多くの授業が、随時、レポートの作成、パワーポイント等を用いたプレゼンテーション等を行わせており、また、「模擬裁判」においては、口頭および文書による表現・コミュニケーションを実践させている。

選択必修科目としての「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」「民事弁護実務」、および共通選択科目としての「メディエーション演習」等においては、コミュニケーションないし交渉の基本的重要事項を整理し学習するとともに、ロールプレイや法律文書の起案等により、口頭および文書によるコミュニケーションの重要性と課題等を経験的に認識する機会を設けている。リーガル・クリニックにおいては、それらの科目による学修を前提として、研究者教員および実務家教員の後見的な関与の下で学生に相談者からの聞き取りおよび口頭による回答をさせていたるほか、相談案件に関する報告書の作成、訴状や準備書面の起案などをさせている。エクスターンシップにおいても、多くの場合、リーガル・クリニックと同様の経験をするとともに、その報告書を作成させている。

外国語による文書作成および議論の能力に関しては、「英文法文書作成」「国際契約交渉」「国際模擬裁判」を開設し、英文法文書の作成、外国のロースクールとの間のテレビ会議によるネゴシエーションをさせ、模擬法廷での討論を予定している。

このほか、学生から本法科大学院への質問・要望事項等については、From LS Students と称するメール受付窓口を開設し、常時これを受け付ける体

制を整えているが、そこにおける文書のやりとりを通じても、的確に要望事項を表現する能力の育成がはかられている。

### ③ 先端的法分野や外国法に対する知見

本法科大学院においては、大規模校であることのメリットを生かし、極めて多様な科目を設置することができている。先端的法分野に関しても、共通選択科目に「先端・展開系」として30科目を配置している。また、カリキュラム上も、3年次の学生は（一部においては2年生から）民事法務、刑事法務、公益法務、行政法務、企業法務、渉外法務、専門法務（知的財産系）、専門法務（税務系）、専門法務（環境系）の9分野のワークショップのいずれかを選択し、当該ワークショップに設置される高度に専門的な科目を最低8単位最大20単位取得しなければならないものとして、明確な方向性をもって、先端的法分野に関する専門的知見につき系統だった学修をするよう配慮している。

また、臨床法学教育においても、民事、刑事、家事、憲法のほか、労働、知財、外国人、ジェンダーのクリニックを設け、また、エクスターントップにおいても先端的法分野に係る業務を中心とする法律事務所のほか、国際機関、中央省庁、民間企業に学生を派遣しており、これらを通じて、先端的法分野に関する最先端の実務を経験する機会を提供している。

外国法に関しては、選択必修科目としての「英文法文書作成」「外国法基礎」（英米法、ドイツ法、フランス法、EU法、中国法、アジア法、ロシア法・東中欧法）・「外国法演習」（英米法、フランス法、中国法）のほか、共通選択科目・ワークショップ科目として、「ドイツ刑法」「国際刑事法」「アメリカ証券取引法」「外国独占禁止法」「アメリカ通商法」「国際取引紛争処理法演習」「欧米知的財産権法」「欧米知的財産紛争処理法」「比較環境法」「法史学II（ヨーロッパ）」等の外国法各論に係る科目を多数設置し、また、「国際契約交渉」においては、外国の法科大学院生との間で直接に議論をする機会を与えていている。

臨床法学教育においても、リーガル・クリニックに外国人に係る事件が係属し、また、渉外法務を専門とする法律事務所、国際機関、中央省庁、商社等の民間企業に学生を派遣し、外国法に関する実践的な知見を得ることを可能にしている。

また、本法科大学院においては、アメリカ・カナダ・ドイツのロースクールおよび台湾の法務部司法官訓練所との間で学生交換協定を結び、本法科大学院の学生を派遣して直接に外国での教育を受けさせるとともに、協定校の学生を受け入れて、外国学生との交流を通じて外国法に対する知見を得ることも可能にしている。

#### ④ 法曹としての責任感・倫理観の涵養

1年次（既修者については2年次）の学生は、必ず「司法制度論」または「法の基礎理論」のいずれかを受講すべきものとし、そこにおいて法曹の役割について概観する。これに加えて、2年次の必修科目として「弁護士の役割と責任」を設置し、未修・既修を問わず、すべての法科大学院生が学修の最も初期の段階で法曹の役割・使命・責任等についての基礎を学修するものとしている。

これを基礎として、1・2年次の選択必修科目として「民事弁護実務」、「家事弁護実務」、「刑事弁護実務」を、3年次の共通選択科目として「裁判官の任務と責任」、「検察官の任務と責任」、「民事公益弁護活動論」、「メディエーション演習」、「法整備支援活動」、「法務危機管理」、「模擬裁判」などを、3年次の選択科目（民事法務系ワークショップ科目）として「裁判外紛争処理」などを設置して、法曹の活動の多様性とそれぞれの分野における使命・責任につきさらに踏み込んだ学修を行うようにしている。これらの実務系諸科目はいずれも実務家教員が担当しており、教員が実際に体験した事例等をも交えながら授業を進行することによって、法曹のさまざまな役割・使命と責任のあり方を活き活きと具体的に学修させることを可能にしている。（本項のほか、基準6-2-1も参照されたい。）

民事・家事・刑事・労働・知財・外国人・ジェンダー・憲法の各分野についてリーガル・クリニックを実施し、学生に実際の事件を担当させることで、法曹の役割を体験させている（ただし、知的財産分野のリーガル・クリニックについては、ことがらの性質上、実際の事件を学生に担当させることはできず、シミュレーションによる臨床法学教育を行っている）。リーガル・クリニックにおいては具体的な事件を担当することを通じて、参加学生は、法曹の使命と責任を体得するだけでなく、弁護士へのアクセスの困難性が依頼者の経済的困難や弁護士過疎だけを理由とするものではないことなど今日のわが国における司法の抱える問題点を認識し、かつ、より良い実務を行うためにはより深く法理論を修める必要があることを自覚することになる。

臨床法学教育の一環としてエクスターンシップを設置して、全国各地の法律事務所のほか中央省庁・自治体・国際機関・民間企業・各種相談機関などに学生を派遣し、それぞれの分野での法曹その他の法律実務家の活動を実際に体験させるとともに、それぞれの分野における実務を通じてわが国の司法の現状と問題点を認識させている。（本項のほか、基準6-2-2も参照されたい。）

リーガル・クリニックおよびエクスターンシップにおいては、報告書の執筆、実務家教員および研究者教員の参加する事前の準備会および事後の報告会での議論等を通じて、法曹の使命・責任を自覚させるよう配慮して

いる。なお、これらの科目は3年次に配当されているが、受入可能人数に余裕がある限り、法曹倫理を履修済みの2年生が参加することも認めて、できるだけ多くの学生が卒業までに少なくとも1回は臨床法学教育を経験できるよう配慮している（2007年度からは、リーガル・クリニック2年秋学期、エクスターンシップは2年夏学期から履修可能とし、負担の多いクラスについては3単位を与えることとする予定）。

正規授業を補完するものとして、本法科大学院発足以来、さまざまな特色のある活動をしている法曹を招いて「連続講演会」を開催し、法曹の果たす機能の多様性や、現代日本社会において期待されている法曹の役割などを自覚させるよう努めている。また、若手法曹約20名をアカデミック・アドバイザーとして雇傭し、専用の相談カウンターに配置することによって、隨時学生からの質問・相談に応じることができるようしている。実務家教員のオフィスアワーなどと併せて、早い段階から日常的に法曹との緊密な接触を保つ機会を提供することにより、法曹の役割と使命について、その細部に至るまで実感することが可能になるものと期待している。

さまざまな授業において、担当教員が、裁判傍聴、裁判所・検察庁・弁護士事務所等の訪問と意見交換などを行い、法曹の役割を具体的に知る機会を提供している。

学生達の自主的な企画として、近隣の商店街などと協力して模擬裁判を実施し、裁判員裁判における法曹の役割を体験すると同時に、一般市民に対して裁判員裁判に関する普及啓発活動を行い、市民社会における法曹の役割に関する認識を深めた。

法曹倫理に関しては、必修科目としての「弁護士の役割と責任」において、法曹倫理に関する基本的・総合的な学修をさせている。この授業は、弁護士のみならず研究者教員も担当し、事例問題をめぐって教員と学生が議論を展開することによって進められており、弁護士倫理その他の倫理規定をマル覚えするのではなく、法曹倫理の基本的な諸原則を理解させ、かつ、その応用の力を高めることができるものと考える。このほか、選択必修科目として「裁判官の任務と責任」、「検察官の任務と責任」を設置し、法曹各分野の倫理問題を具体的に学習する機会を設け、また、「民事弁護実務」、「家事弁護実務」、「刑事弁護実務」等をはじめとする各授業科目において、法曹倫理に係る問題も検討の対象としている。

リーガル・クリニックおよびエクスターンシップにおいては、学生に、守秘義務契約の締結その他法曹倫理上必要とされるさまざまな準備を整えた上で、実務家教員および研究者教員の後見的な関与の下で、具体的な案件に直接関与することによって、法曹倫理問題につき実践的な体験をする機会を提供している。

（本項のほか、基準5-1-3および基準6-2-2も参照されたい。）

## 2. 点検・評価

本法科大学院の基本理念と、それを実現するための具体的方策は、司法制度改革の理念とするところを最も直截に実現しようとするものであって、わが国法科大学院の模範となるべきものと自負している。

発足以来3年弱の期間を経て、この理念と方策は、本法科大学院の教員と学生に広く共有されるに至っている。個別の授業においては、具体的な事例や裁判例を素材として、双方向・多方向型の議論中心・問題解決指向の授業を行うことが最も重視されるべきであるが、若干の科目において講義方式を中心とする授業が行われているが、それは科目の性質上、短期間に初学者に法的基礎知識を修得させるためには講義方式が効率的であると考えられることによるものであって、本法科大学院の基本方針に反するものではない。

本法科大学院の理念が学生達にも浸透し、共有されていることの証左として、学生達が、臨床法学教育や学生交換協定に基づく外国留学など、直接的には司法試験の受験準備に結びつかない科目に熱心に取り組み、法曹としての資質を高めようとする意欲が高いこと、周辺住民を巻き込んでの模擬裁判の実現、各種研究会の組織、ロー・レビューの発刊など、自主的・積極的に、自らを“境界を超える法曹”“挑戦する法曹”へと高めるための研鑽を積んでいることなどをあげることができるであろう。

したがって、今後とも、これまでの路線を維持しつつ、さらにこれを発展させるべきものと考えるが、あえて問題があるとすれば、法律基本科目についてさらに「深い」理解をさせること、文書作成能力を一層強化すること、各授業科目の質的向上と平準化をはかること、アカデミック・アドバイザー やチューターをさらに活用させることなどを指摘することができる。

## 3. 自己評定

A

## 4. 改善計画

上述したように、本法科大学院の現状は肯定的に評価しうるものではあるが、それをさらに発展させるため、2007年度以降のカリキュラムにおいては、以下のような改善を行うことを計画している。

①法律基本科目の理解をより「深化」させ、法的推論・分析力、問題解決能力等の一層の向上をはかるため、法律基本科目の演習科目を新設する。

②「多様性」をさらに拡大させるため、「スポーツ法」「立法学」等の授業

科目を新設する。

③「研究論文指導」および「ペーパーオプション」を新設することにより、法的理の一層の深化と文書作成能力の向上を目指すとともに、本法科大学院における研究者養成機能を拡充する。研究者養成機能との関係では、2007年度より、本法科大学院修了者を助手・助教として採用する制度を発足させることも特記されるべきであろう。

④臨床法学教育（リーガル・クリニックおよびエクスターンシップ）のさらなる拡充をはかるため、法曹倫理やリーガルカウンセリングの学修をすませた2年生秋学期からこれを登録することができることとともに、訴訟を受任する等の事情により2単位科目における予習・復習を含む総学習時間(90時間)を超える時間を費やすこととなる場合には単位数を増加させることを計画している。

⑤「トランスナショナル委員会」を設置し、国際交流の一層の強化をはかる。

⑥エクスターンシップの派遣先の増強、実務家教員・アカデミック・アドバイザーの給源の確保、既存法曹に対する高度な専門教育の実施等をはかるため、稻門法曹支援室（仮称）の設置等、本法科大学院修了者その他の学外法曹との連携を強化する方策を探る。

⑦FD活動をさらに強化し、授業内容・授業方法の水準の一層の向上をはかる。

⑧本法科大学院修了者を積極的にアカデミック・アドバイザー、チューターまたは助手、助教等として採用することにより、教育・学習環境の改善に向けて、彼らの法科大学院制としての経験を積極的に活用するための方策を検討する。

⑨学生の自主的な活動（模擬裁判、研究会、講演会等）に対する支援を強化する。

8－1－1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

## 1. 現状

本学27号館（小野梓記念館）の地上部分（1～4階）のほぼすべて及び8号館3階の法廷教室が本法科大学院の専用施設として確保されており、必要に応じて他の建物の施設・設備を利用している。詳細は、別添資料のとおりである。<sup>57</sup>

27号館地下の小野梓記念講堂（学内他箇所との共用施設）には、模擬裁判用の法廷セットが用意されている。

授業には常に座席数がクラス定員以上の教室が使用されている。教室には各受講者に十分な手元スペースのある机が配置されている。各クラスの受講者数に沿った広さ及び座席配置の教室が使われており、教員と学生が互いに顔を見ながら議論ができ、発言者の声を容易に聞き取ることができる。必要に応じて、マイクを使うことができる。各教室には、ホワイトボード、プロジェクター、モニター、教員用LAN接続パソコンが配置されており、受講者の各机には電源及びLANケーブルのコンセントが配置され、27号館は全館無線LAN対応となっている。

27号館4階には、本法科大学院学生専用の独立した自習室4部屋に自習用キャレルが合計159席、用意されており、そのうち111席は24時間利用可能である。このほか、10の端末機器を設置した席がある。これも24時間利用可能である。さらに、27号館に隣接した建物（2号館及び関口ビル）に本法科大学院学生が利用することができる計208の自習用キャレルがある。この他に大学全体の共用自習用キャレルをあわせると800席余りになる。さらに個室利用の必要がある場合は、中央図書館の閲覧個室（50室）を一日単位で利用することができる。なお、27号館の教室1室（49席）を授業で使う回数を少なくした上で、日曜・祝日を含め、学生が個人学習用に使えるよう開放している。

自習室の各机には電源及びLANケーブルのコンセント（27号館以外では、一部無線LAN）が配置されている。自習室は適度な明るさに保たれている。

27号館1、2、3階の随所に椅子及びテーブルが用意されており、学生が自由に自主的な議論・学修に利用している。また、27号館に隣接した建物にグループ学習室が用意されており、学生グループが予約の上、貸し切ることも可能である。27号館の教室は、授業が行われていない場合は、学生グループが予約の上、貸し切ることができる。

---

<sup>57</sup> 別添資料29「設置申請書」の法務研究科の施設・設備に関する部分。

27号館に隣接した8号館に教員の研究室が設置されており、学生が容易に研究室を訪れることがある。研究室のある階には共同指導室が設置されており、教員が複数の学生とコミュニケーションをとる際に利用することができる。

学生及び教員は、大学全体のLANネットワーク（学外からもアクセス可能）を利用することができます、無料で電子メールにより学生・教員及び学生の相互間で連絡をとることができます。さらに法務研究科独自の教育研究支援システムを通じて、特定の授業の担当教員及び受講者の間で電子的に連絡をとることも可能である。

27号館1階に複数のコピー機が設置されており、さらに同4階の自習室の外側に共用パソコン（上述学内LANネットワーク及び法務研究科教育研究支援システムに接続されたもの）及びプリンタが多数設置されている。

夜間及び休日に27号館に入館するにはカードリーダーに学生証（教職員は身分証明書）を通してなければならず、セキュリティーが確保されている。なお、警備員が定期的に館内を巡回している。

学生は目安箱の機能を持ったメーリングリストを利用し、施設等に関して、隨時、意見を述べることができる。このメーリングリストによるメールは、研究科長、教務担当教務主任、学生担当教務主任及び関係事務職員が閲覧し、必要な対応をとっている。これまで指摘された主な問題点とその対応は、次のとおりである。学生から、すべての個人用ロッカーのより大型のものへの交換、共用パソコン・プリンターの増設、給湯施設の開放、ウォータークーラーやコートハンガーの設置などの要望があり、これらは実現されている。自習室の増設の要望には、既存の自習室のキャレルの増設に加え、大学が27号館隣接の建物（関口ビル）の一部を新たに借り上げ、これに対応した。また、自習スペースの確保のために空き教室を最大限活用することとした。

## 2. 点検・評価

学生一人ひとりの専用自習キャレルの確保の要望が出されているが、建物及び敷地が限られており、この要望の実現は難しい。また、事務所のスペースが狭く、多数の学生が一時に用事がある場合に混雑することがあり、学生と職員が個別に面談する場所もないため、事務所スペースの拡大が望まれている。さらに、27号館には学生が飲食に使うことができるテーブル及び椅子が少なく、その増設が望まれている。

## 3. 自己評定

B

#### 4. 改善計画

事務所スペース及び学生がくつろぐことのできる場所の拡張のために、27号館1階のうち、現在は法務研究科の利用に供されていない部分をこれにあてるこの検討を進めている。

静謐な環境が保たれるなど、より利用しやすい自習室の確保及び本法科大学院修了者が利用することのできる施設の必要性については検討中である。

8－1－2 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

## 1. 現状

地上階がほぼ本法科大学院専用となっている建物（27号館）に隣接した2号館の高田早苗記念研究図書館及び9号館の法律文献情報センターに法務研究科学生の利用に向けた法律図書（公的判例集、判例時報、判例タイムズのほか、法学の教育研究に必要な内外の専門雑誌及び図書）が収蔵されている。詳細は、別添資料のとおりである<sup>58</sup>。本法科大学院の学生は、法学部学生読書室や中央図書館をはじめ、学内の他の図書館を利用することができる。学内のすべての図書館において、図書は一般的な配架基準にしたがって配列されている。学生は、「購入希望図書カード」により法律文献情報センターに対して、また「購入希望資料申込書」又は図書館の図書検索システムにより中央図書館に資料の購入希望を出すことができる。高額ではない法律図書（10万円以下の単行本）の購入希望は、ほとんどの場合、かなえられている。教員及び図書館職員が出席する図書委員会が定期的に開催されており、あらかじめ確保された図書購入予算に応じて、利用者の意見に基づき高額の法律図書、新たな雑誌の定期購読、データベースを追加購入する体制が整っている。

法律関係のデータベースとしては、教育研究支援システム（ローライブライマー）、大学図書館が提供しているデータベース。さらに、27号館4階自習室脇設置されている10台の端末により、法律文献・書誌全文データベースである Law Library Information (LLI)を利用して主要法律雑誌の記事を参照することができる。

ローライブライマー (TKC)	図書館提供データベース	Law Library Information (LLI)
LEX/DB インターネット	LEX/DB	最高裁判例解説
法学紀要データベース	第一法規法情報総合データベース	判例タイムズ
速報重要判例データベース	法律時報	旬刊金融法務事情
法令データ提供システム	判例回顧と展望	ジャリスト
法学資料データベース(リンク集)	学会回顧	労働判例
ローレビュー(リンク集)	旬刊商事法務	金融・商事判例
学内リンク集	資料商事法務	判例百選
[教材版]民事訴訟・契約書式集	NBL	

<sup>58</sup> 別添資料 29「設置申請書」の法務研の図書に関する部分。

旬刊商事法務	法律時報文献月報検索サービス	
資料版商事法務	Lexis.com	
MBL	Westlaw International	
Vpass 総合	Congressional Univese	
Vpass 判例百選・重要判例解説	LexisNexis JurisClasseur	
Vpass 判例六法・小六法	beck-online	
Vpass 法律学小辞典	Juris Online	
六法全書電子復刻版	Hein-On-Line	
季刊刑事弁護・無罪判例要旨	WorldTradeLaw.com	
法律時報	中国法オンライン	
学界回顧/判例回顧と展望		
私法判例リマーカス		
法律時報文献月報検索サービス		
法学セミナーベストセレクション		

このほかにも、大学全体で利用可能な図書館で提供されているデータベースには、外国法律雑誌の収録された多数のデータベースが含まれている。教員及び学生は以上のデータベースに学内ばかりでなく学外からもアクセスし、必要な資料を検索しダウンロードすることができる。

## 2. 点検・評価

勉学に必要な図書は完備しており、さらに利用可能なデータベースは情実しております、勉学に必要な資料の不備はない。上述のデータベースは、LLI を除いて学外からも利用可能であることの便宜性は学生及び教員により高く評価されている。

図書等に関する学生の希望として、学生から、判例集等の27号館への蔵置の希望が出たが、これらは上述のデータベースにて利用可能であり、他の建物に完備しており、そのためのスペースもないため27号館には蔵置していない。データベースからダウンロードした資料の印刷のためにプリンタを増設し、トナーの補給などの管理保守にも万全を期している。コピー機のような課金をしていない。印刷量は極めて多く、トナー等の補給、プリンタの買い換えによる大学の経済的負担が予想を超えるものであった。

## 3. 自己評定

A

#### 4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

## 8－2－1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

### 1. 現状

大学卒業後、一定の年限を社会人として過ごした入学志願者については、その社会経験を重視した入学選抜を行っている。そのような者がその経験をアピールできるようなステートメントを願書の一部として提出することが奨励されている。有職者で入学試験に合格した者については個別に面接を行い、入学後の対応について相談を重ねた上で本法科大学院での勉学を始めてもらっている。

日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を2005年に出願した学生は132名であり、そのうち131名が採用された。同機構の第二種奨学金の貸与を2005年に出願した学生は124名であり、全員が採用された。第一種と第二種の奨学金貸与を受けている学生は81名である。

学内の奨学金が次のとおり、給付されている。なお、学内奨学金はすべて貸与ではなく、給付されるものである。稻門法曹奨学金（年60万円）60名、大隈記念奨学金（年40万円）3名、小野梓記念奨学金（年36万円）7名、校友会給付奨学金（年36万円）13名、津田左右吉奨学金（年30万円）1名、大川一般奨学金（年25万円）1名、武本孝俊奨学金（年20万円）1名。このほかにも、法学会緊急対応援助を利用することも可能であるが、本法科大学院ではこれまで該当者はいない。

学生寮については、全学的な施設として、早稲田大学国際学生寮が葛西（男子）、花小金井（男子）、戸田公園（女子）、田無（女子）、所沢（女子）の各箇所に、さらに市嶋記念千駄木学生寮（女子）、東伏見学生寮（男子）、田無学生寮（男子）などが存在するが、本法科大学院の学生は大学の寮を、通常、利用していない。学生交換協定に基づき受け入れた留学生には、早稲田奉仕園留学生寮に入寮した者がいる。

地域開放型保育所「ナーサリー早稲田」を大学が開設しており、本法科大学院学生も利用可能である。保育時間の融通がきき、0歳児（生後57日）から未就学児まで預けることができる。授業や都合の良い時間だけを預けられる一時保育もある。同保育所を利用している学生は2名である。

また本法科大学院では、搾乳した母乳の保存の必要がある者に対応するために、専用冷凍庫を設置している。育児、出産、家族の介護のために休学又は復学を前提とする退学を認める制度を設定している。

身体障害者については、大学として修学を支援しており、そのための設備も整えられている。本法科大学院の27号館は、いわゆるバリア・フリーな建物になっている。同館は、建築に際して、シックハウス症候群を持つ者への対応をはかった。さらに、全学的施設として「障がい学生支援室」が設け

られており、身体に障害のある学生のサポートが行われている。

ハラスメントについては、全学的に問題に取り組んでおり、学生は本法科大学院の教職員及び教務主任のいずれにも相談することができ、必要な場合には、大学のハラスメント防止委員会の相談窓口を利用することができる<sup>59</sup>。人間関係などその他の問題については、教務主任との面談及び大学施設である総合健康教育センターの学生相談室の利用が可能である。

学生が生活面、健康面等について問題がある場合、本法科大学院の教職員及び教務主任のいずれにも相談することができるはもちろんであるが、大学の総合健康教育センターで、心身の健康についての問題のほか、学生生活上のあらゆる悩み、学業の履修や転部・転科、将来・進路、対人関係や家族関係、性格、経済的な問題、日常生活で起きた交通事故や商品契約などのトラブルに対して、一般相談のほか、カウンセラーや弁護士による専門相談が実施されている。

学生から、学内奨学金の給付者数の増大及び保育所「ナーサリー早稲田」の保育者数の増加が求められている。大学内の所管部署である学生部の関係者にこのような要望を伝え、検討を依頼した。

## 2. 点検・評価

全般的に支援を行う制度は整っており、実際にその制度が利用されている。学内奨学金の給付対象者が限られていること及び大学の設置する保育所の収容人数が限定されていることが今後の課題である。

## 3. 自己評定

A

## 4. 改善計画

2007年度から、本法科大学院学生について38名を対象とした年額30万円の学内奨学金（創立125周年記念奨学金（仮称））の給付が始まるところになっている。

---

<sup>59</sup> 別添資料40「Stop Harassment 基礎編」、「Stop Harassment 教員編」。

8－2－2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

## 1. 現状

全専任教員がオフィスアワーを設定しており、オフィスアワーの利用は履修学生に限定せず、全学生が学修方法や進路選択等について適切なアドバイスを受けられる体制となっている。また、教育支援システムの質問コーナーやメールによる質問・相談にも応じており、学生は学修全般に関する質問を隨時することができる。個々の教員では解決のつかない問題、適切な回答ができない問題については、教務主任が相談に応じている。

また、チュートリアル制度及びアドバイザリー制度を設けており、前者は主要各法分野別に本学大学院法学研究科博士課程学生及び本法科大学院修了生がチューターとして学生の勉学上の疑問に答え、後者は若手の法曹が勉学上の疑問に加え、進路選択、将来構想等について学生の相談にのるものである。現在12名のチューターと19名のアカデミック・アドバイザーがいる。

入学前にオリエンテーションを開催しており、上記の制度の案内、奨学金の種類及び手続の説明、憲法、民法、刑法の担当者によるそれぞれの科目の勉強の仕方の説明、さらには個別相談も行っている。また、科目履修などでは事務所学務係の職員が相談にのっている。

入学直後に在学生がWelcome-LSと称する新入生の歓迎行事を自主的に行い、その後、定期的に学習方法などについてアドバイスを与える機会を提供している。本法科大学院は、学生のこの自主的活動について側面的な支援を行っている。

このWelcome-LS以外のアドバイザリー制度について、一部の学生には敷居が高いと感じられるようであるが、学生はそのように感ずる必要はないこと、及び担当者には学生にそのような感じを与えないように要請するなどしている。

アドバイザーと授業担当教員の間の連携が不十分であることが指摘されている。アドバイザーが授業見学を行うなどの方策が考えられたが、十分な対応はできていない。

学生に進路選択について情報を提供する機会の拡大するために、様々な分野で活躍する法律家を招き連続講演会を行っている。講演会後の懇親会を含み、大変に有意義であるとの評価を学生から受けている。

## 2. 点検・評価

アドバイス制度は充実しているが、必ずしも大多数の学生が利用している

とは限らない。利用しない学生について、利用の必要がないのがそれとも他の理由で利用しないのかを何らかの形で明らかにすることを検討すべきである。現在の制度では、チューターやアドバイザーは学生がアドバイスを受けに来ることを待つという受け身の姿勢をとっているが、学生に対して積極的に働きかける体制を作ることが必要であると思われる。

2006年度には、修了生をチューターに採用した結果、学習上の問題に限らず生活や進路を含めた多様な質問に、在学生と同じ目線での回答ができるようになり、相談者も増えてきている。また、学生の自主ゼミにも参加し、共に学修をするチューターもいる。

進路選択情報提供のための連続講演会は、講演後の懇親会を含んで大変に有意義であるとの評価を学生から受けている。

### 3. 自己評定

A-

### 4. 改善計画

アカデミック・アドバイザーと授業担当教員との連携を強化するための工夫と学生が利用しやすい環境つくる工夫が必要であり、そのための改善計画を早急に検討する。

## 8－2－3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること

### 1. 現状

精神面での問題については、教務主任ほかの教職員が学生から相談を受けることがあるが、専門家によるカウンセリングが必要な場合は大学の総合健康教育センターなどの利用を勧めている。精神面での問題があると認識していても、本法科大学院の教職員との接触をさけ、総合健康教育センターへ、直接、相談へ行く学生もいる。総合健康教育センターについては、印刷物、大学ホームページ、ポスターなどでその存在の周知がはかられている。総合健康教育センターには常勤インテーカー、心理専門相談員及び精神科医師がおり、精神的な問題について学生に対応している。医師の助言により療養のため休学・退学を必要とする学生には、休学又は回復時の復学を前提とした退学を認めている。

法科大学院と大学のメンタルケア体制との連携が極めて重要なことから、学生担当教務主任が大学学生部が行うメンタル問題の学生対応についてのレクチャーを定期的に受けているほか、学生担当教務主任と事務長が総合健康教育センターの心理専門相談員等と面談し、法科大学院の状況を詳しく説明し、本法科大学院の学生がどのような状況で精神面の問題を抱えることになるかについての同センター担当者の理解を助けている。

### 2. 点検・評価

大学の体制は充実しており、本法科大学院専任のカウンセリング要員は存在しないものの上述のように大学の関係者に対する法科大学院固有の精神的なストレスの大きい状況の周知をはかっていることにより、充実度はさらに大きくなっている。

### 3. 自己評定

A

### 4. 改善計画

精神的な問題について専門家と相談することの意義及び総合健康教育センターの利用可能性について今まで以上に機会を捉えて周知徹底をはかることが考えられている。また、このような問題が生ずる学生について、教職員が

不用意な対応や過度な介入をしないよう対応の仕方についての正しい認識を持つて貰うための働きかけをF D活動の一環として行っていく。

8－2－4　国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

## 1. 現状

本法科大学院では、国際的に活躍することができる法曹の育成をめざし、国際性の涵養に配慮した取り組みに力を入れている。

まず、本法科大学院の開講科目には、多くの外国法に関する科目及び国際的な法律問題を扱う科目が含まれている。特に、英米法科目のうち幾つかは、外国人教員が担当している。科目による受講者数の多寡はあるものの、多様な外国・国際関係の科目は学生の国際性の涵養に大きく役立っているものと考えられる。

次に、アメリカのコロンビア大学、ペンシルバニア大学、コーネル大学、デューク大学、イリノイ大学、ミシガン大学、ワシントン大学、それぞれのロースクール、カナダのヨーク大学オズグード・ホール・ロースクール、ドイツのブシェリウス・ロースクール、国立台湾大学法律学院、台湾の法務部司法官訓練所と学生交換協定を結んでいる。

さらに、協定校であるデューク大学ロースクールの求めに応じ、同校が主催する香港におけるサマープログラムで講師を務めるために、本法科大学院教員1名を2006年7月に派遣した。2007年2、3月にはデューク大学ロースクールへ集中講義を行うために本法科大学院教員1名を派遣する予定である。

より短期の国際交流もはかっている。TV会議システムを使ってワシントン大学と合同授業を行っている「国際契約交渉」では、2005年3月、受講者6人をワシントン大学ロースクールへ派遣し、同校の学生と直接対面での合同授業を行った。2006年3月には、トランスナショナルプログラムと称し、ペンシルバニア大学ロースクールの教授3名をはじめとし、韓国、台湾からも教員を招き、本法科大学院の教員と共にコーポレート・ガバナンスの諸問題について、本法科大学院の学生及び外国から招待した学生に対して、連続講義を行った。

以上の学生交換、「国際契約交渉」の派遣及びトランスナショナルプログラムの参加者数については、別に資料を作成した<sup>60</sup>。

エクスター・シップには、学生を外国へ派遣するものもある。これまでジュネーブの国際組織、法整備支援のためにベトナム及びラオスへ派遣した実績がある。国内の派遣先にも、経産省通商機構部など国際的な問題を扱うものがある。

本法科大学院では外国からの訪問研究員を受け入れており、これまで何人の法律家及び研究者が数ヶ月から2年間にわたって滞在し、本法科大学研

---

<sup>60</sup> 別添資料39「大学院法務研究科学生交換の実績」。

究科教員及び学生との交流を深めている。

本法科大学院を1日だけ訪問する外国法律家も数多く、可能な場合には、訪問者に学生向けの講演を依頼している。

外国から法律家及び学生を招いた国際シンポジウムを本法科大学院は、これまで何回も開催した。

外国の法律家向けの研修も行っている。2005年10月及び2006年10月には上海高級人民法院の法官21名に対し、1週間にわたり、本法科大学院の教員が日本法について講義を行った。このほか、カンボジア、ベトナム、韓国、台湾等から1日だけ訪問した法律家に対し、わが国の法制度又は法科大学院制度及び本法科大学院の状況などについて解説を行っている。

大学としての国際的な学習環境の充実は多岐にわたる。大学のホームページにその概要が記されている<sup>61</sup>。

## 2. 点検・評価

本法科大学院の国際性についての充実度は、非常に高いと評価することができる。

## 3. 自己評定

A

## 4. 改善計画

これまで学生交換協定を締結した優れた外国機関と同水準の幾つかの機関との新たな協定の締結を交渉中である。また、協定校等から教員の一学期間の派遣を依頼し、本法科大学院の授業を担当させることを計画している。

---

<sup>61</sup> 早稲田大学の「国際展開・留学」については、<http://www.waseda.jp/jp/global/international/index.html> を参照。

8-3-1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

### 1. 現状

2004年度、2005年度、2006年度前期の、各開設科目毎の履修登録者数は、別添資料18の通りである。

法律基本科目については、同一科目につき、2004年度は5クラス、2005年度及び2006年度については6クラスを開講することで、1クラスの人数を50人以下としている。

### 2. 点検・評価

法律基本科目は、いずれも1クラスの人数を50人以下としているが、先端展開系科目（ワークショップ科目・共通選択科目）の中には、1クラスの履修登録者がこれを超える科目がある。履修科目登録の前に、履修希望のアンケートを実施し、学生の動向を把握して、多くの学生が希望する科目については、クラスを増設することで対応している。しかし、このアンケートに対する回答率が低い（約60%程度）ため、学生の正確な希望が把握できないことなどから、結果的に、履修登録者の多い科目・クラスが出来している。履修希望の多いクラスについては、今後、履修指導の徹底と的確な選抜方法の導入を検討する必要があると認識している。

### 3. 自己評定

合

### 4. 改善計画

履修希望の多い学科目については、2007年度からの新カリキュラムのクラス数編成で改善をはかっている。

8-3-2 入学者数が入学定員に対してバランスを失していないこと。

### 1. 現状

(表12)

04 年度			05 年度			06 年度		
入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A
300	277	0.92	300	290	0.97	300	285	0.95

- [注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。  
2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。  
3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。

入学定員・入学者数は、上掲表12の通りである。2004年度、2005年度、2006年度の入学者数の平均人数は、284名である。

### 2. 点検・評価

入学定員と入学者数のバランスは、許容される範囲内であると考えている。

### 3. 自己評定

合

### 4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

8-3-3 在籍者数が収容定員に対してバランスを失していないこと。

### 1. 現状

(表13)

	06年度					
	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
第1年次	300	285	0.95	0	0	
第2年次	300	282	0.94	8	1	16
第3年次	300	244	0.81	13	0	2
合計	900	811	0.90	21	1	18

- [注]
- 1 「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。
  - 2 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
  - 3 上記表では、第1年次とは06年度、第2年次とは05年度、第3年次とは04年度の入学者をそれぞれ指す。
  - 4 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。
  - 5 退学者数、休学者数は、各年次の入学者のうち、06年5月1日時点における退学者数、休学者数をいう。
  - 6 留年者数は、進級制限がある場合において、04年度、05年度の入学者のうち進級できなかった者の人数をいう。  
留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含めないこと。
  - 7 第2年次の「留年者数」は、05年度入学者で2年に進級できなかった者の数、第3年次の「留年者数」は、04年度入学者で05年度に2年に進級できなかったが、06年度に2年に進級できた者の数をいう。

### 2. 点検・評価

在籍者数は収容定員を上回っていない。

### 3. 自己評定

合

### 4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

9－1－1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

## 1. 現状

### (1) 成績評価の決め事

本法科大学院における成績評価の基準は、「開設準備委員会」第17回会合（2003年4月10日開催）において決定された「法務研究科（専門職大学院）設置大綱」において定められ、これは2003年6月に文部科学省に提出された「早稲田大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）設置趣旨及び特に設置を必要とする理由」において確認されている<sup>62</sup>。なお、「設置大綱」においてはA、B、C、Dの成績表記を行っていたが、大学の表記方法に統一するために、現在ではA+、A、B、Cに変更されている。しかし、以下に説明するような、評価の基本的考え方や割合などの実質については、「設置大綱」からまったく変更はない。

### (2) 評価の基本的考え方

評価は、学期末試験、双方向・多方向の授業への参加・貢献の度合い、レポートなどを、授業形式に応じて多様な観点から行っている。また、臨床法学教育については、活動内容を評価している。

成績評価は、100点満点の素点をもって行うことを原則とし、60点以上を合格としている。なお、以下の基準にしたがって、素点を成績評価に置き換える。

A+=100点～90点、A=89点～80点、B=79点～70点、  
C=69点～60点、F=59点～0点

F評価（不合格）であるかの判断は絶対評価としたうえで、その他の評価は以下の割合に応じた相対評価としている。

A+=10%、A=30%、B=35%、C=25%

ただし、少人数での授業（10名未満）については、必ずしも上記の割合に厳密に従うことを担当教員に求めているわけではなく、受講者人数に応じて柔軟に評価が行われている科目もある。また、民事弁護実務、リーガルカウンセリング アンド ネゴシエーション、臨床法学教育、エクスターンシップは、科目の性質上、合否のみの評価を行っている。

各教員に対しては、試験ごとに「相対評価標準表」<sup>63</sup>が配付され、各クラスに適合した成績配分人数が周知されるとともに、同時に配付される「成績評価

<sup>62</sup> 別添資料29「早稲田大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）設置趣旨及び特に設置を必要とする理由」III-(3)-(e)、7頁。

<sup>63</sup> 別添資料37「早稲田大学大学院法務研究科 相対評価標準表」。

における注意事項」<sup>64</sup>において、相対評価の割合が厳格に守られることが要請されている。

なお、F評価（不合格）およびH評価（定期試験の欠席）の者は年間6単位を上限として再試験を受験できるが、その際の成績評価はC（60点）またはFのいずれかとしている。ただし、定期試験を受験できなかったことにつき、研究科長が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない<sup>65</sup>。

### （3）各教員の担当科目ごとの成績評価基準

上記の一般的な評価基準にしたがい、各教員は個々の科目について成績評価基準を設定している。たとえば、1年次必修科目である民法（I、II、III）および会社法Iでは、学期末試験の成績とともに、平常の授業への参加状況と学期途中で課す学習報告を評価対象としている。また1年次選択必修科目である法の基礎理論（IA-C、IIA）では、ミニ・プレゼンテーション、ディスカッション、数回のミニ・レポートを、学期末試験の成績とともに勘案している。その他、すべての科目で学期末試験以外の要素を考慮した成績評価が行われている。

出席については、大部分の教員が毎回の授業で確認を行っているが、厳密に確認をしていない教員も存在する。出席確認の方法については、出席カードを学生に配付し、これを回収して事務の担当者が名簿に記載する方法と、受講者の席を固定し、座席表を用いて出欠をチェックする方法などが用いられている。多くの授業で授業への積極的な参加や発言内容が評価の要素となっているが、これについては前記の座席表を利用して、メモ等をとることが実施されている。また、「教育支援システム」によって、受講者の事前の予習状況が確認できることから、これも授業におけるパフォーマンスの評価に利用されている。

### （4）学生への開示

上記の成績評価の基本的考え方と具体的な評価基準（A+～Fまでの基準点と相対評価の割合を含む）は、すべて「大学院法務研究科要項」<sup>66</sup>に記載されており、学生に開示されている。また、科目ごとの評価基準はすべて「大学院法務研究科講義要項（シラバス）」<sup>67</sup>に記載されており、受講を希望する学生は事前に各科目の成績評価の方法（学期末試験以外の評価要素を含む）につき情報を得ることができるようになっている。

<sup>64</sup> 「成績評価における注意事項」。

<sup>65</sup> 「未済試験及び再試験に於ける成績評価に関する申し合わせ」（2004年6月16日研究科教授会決定）および「再試験に於ける成績評価の変更について」（2005年6月15日研究科教授会決定）。

<sup>66</sup> 別添資料2「大学院法務研究科要項」、4-5頁。

<sup>67</sup> 別添資料3「2006年度 大学院法務研究科講義要項」。

## 2. 点検・評価

成績評価の方針は明確であり、相対評価の割合を含めて、評価基準は厳格に設定されている。また、こうした方針と基準は、学期ごとに教員（兼担教員・兼任講師を含む）に周知徹底されている。科目ごとに教育内容・授業形式の特性に応じた評価方法を導入し、学期末試験だけによる画一的な評価を回避している。

さらに、こうした評価方針と基準は、「大学院法務研究科要項」および「大学院法務研究科講義要項（シラバス）」によって、ほぼ完全に学生に対して開示されており、学生の講義選択・受講時の履修のポイントを示す指針として十分に機能している。

なお、シラバスに記載された科目ごとの評価方法は「授業への参加状況、レポート、学期末試験を総合的に評価する」といった表現が多く、具体的に各評価要素がどの程度の割合で勘案されるのかといった点が必ずしも明確ではないという指摘が可能である。しかし、実際に授業を行ったうえで、学生の一般的な習熟状況や格差を勘案して、成績評価において各要素の占める割合をある程度柔軟に変更する方が、適正な成績評価につながるとも考えられる。こうした観点から、シラバスでは「総合的評価」という一般的表現が用いられている。

## 3. 自己評定

A

## 4. 改善計画

教員の負担を少なくし、効率的に出欠確認をする方法として出席カードの配付・回収と事務所による出席簿への記載というやり方が最も効率的かつ現実的であると思われる所以、全科目でこれを実施する方向で検討を行っている。

9－1－2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

## 1. 現状

### (1) 成績評価基準の実施状況

成績評価は、基準9－1－1で示した方法・基準に基づき、厳格に実施されている。特に、成績の相対評価は、別添資料25が示すとおり、ほぼ基準に従った評価が実施されている。同一科目について複数クラスが設定されている場合には、成績評価の公正を確保する試みが行われている。たとえば、刑法、刑事法総合Ⅰにおいては、担当教員が各自の作成した候補問題を持ち寄り、全員で協議をしたうえで、単一の問題を修正したり、複数の候補問題を合体させるなどして、統一問題を作成している。その際、出題意図、必須論点、採点のポイント、採点基準について意思統一が行われている。また、F評価（不合格）を与えるに際しては、担当教員全員が当該答案を読み、担当者全員により構成される評価会議で審議・決定が行われている。こうした統一的な取扱いは、3月に実施される再試験に際しても、同様に行われている。

また、人権論、国家と法、行政過程論、行政法総合などでは、一人の教員が試験問題案を作成し、これを数回の担当教員全員の会議で検討したうえで、統一問題を作成している。その後、問題案を作成した教員が詳細な採点基準を作成し、これを全員が共有する。F評価については、担当教員全員で協議をして決定している。また、民法系の科目においては、問題は同一とはいっていないが、科目における到達目標については、担当教員間で合意を形成したうえで、成績評価が行われている。

### (2) 厳格な実施の確認方法

すべての科目に関する成績分布などのデータは、各セメスターが終了した後の直近の教授会に配付され、その内容が確認される制度をとっている。成績評価基準から著しく離れている科目がある場合には、教務担当教務主任が翌年度からの改善を勧告することになっている。また、試験問題については、原則としてすべてが「教育支援システム」上で公開されており、教員が相互に他教員の試験問題の適切さをチェックすることができる。

## 2. 点検・評価

以上のような現状から、成績評価は予め設定された成績評価基準に従って厳格に実施されていると評価できる。学期末試験における評価の割合は、実際の成績分布から見て、ほぼ守られていると考えられる。同一科目複数クラ

スにおいては評価を平準化する努力がなされており、特に公法系・刑法系科目では統一問題・統一評価が制度的に機能しており、評価の客観性・公正性が保たれる枠組みが確立している。民法系の科目においては、問題の統一などの統合的な取扱いにまで至っていないが、こうした科目においても、授業の到達目標と評価の一般的な基準に関する事前合意はとられている。さらに科目内の相対評価は厳格に守られており、試験問題の適切さについても、先に述べたように、教員が相互にチェックできる体制であることは同様である。

個々の評価方法に関連しては、基準9-1-1で説明したとおり、出席カードや座席表などの利用により出席記録が適正にとられている。また、授業中の発言についても、多くの授業では、座席表や履修者名簿を利用して、これを記録することが行われている。さらに、再試験についても厳格に実施されており、安易な救済策となっていないことは、受験者の合格状況から判断される。

### 3. 自己評定

合

### 4. 改善計画

成績評価は、これまで各担当教員の教育研究の自由に属する事項といった意識が強く、これを共同で行うことは必ずしも容易ではない。こうした状況は、各科目の評価状況をオープンにし、成績評価の問題を教員相互間で率直に話し合える場を設けることにより、徐々に改善されるものと考えられる。実際、4-1-1において紹介した「知って得するFD」のシリーズの集いを通じて、こうした土壤は確実に生まれつつあると評価できる。そうした意味で、この集いをさらに充実させてゆきたいと考えている。

9－1－3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

## 1. 現状

### (1) 成績の説明、試験に関する解説・講評

学生に対しては、オフィスアワーやメールを利用して、試験問題の出題意図や個人の成績に関する質問を行うことが奨励されている。試験後に出題意図や採点基準を説明する文書を配付し、あるいは採点された答案の返却を行うことは、制度としては整備されていない。しかし、成績評価基準の厳正かつ客観的な実施状況を学生に開示するという趣旨から、こうした措置を自主的に行っている科目は徐々に増加している。2005年度後期の実績では、民法III、民事訴訟法、刑事訴訟法、国家と法、民事法総合I、民事法総合III、企業統治と企業金融、刑事法総合II、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎など、法律基本科目を中心に11科目あまりで答案の返却が行われている。

こうした状況を踏まえて、本法科大学院では「定期試験の成果の活用に関するお願い」<sup>68</sup>（教務担当教務主任・FD委員会委員長連名、2006年6月6日付）を科目担当教員全員に配付し、答案の返却を実施することを要請するとともに、出題された問題の解説・答案の一般的な講評を目的とした講義や文書の配付を奨励した。この結果、2006年度前期においては、こうした措置をとる科目は増加し、法律基本科目にとどまらず、基礎科目あるいは先端・展開系科目などの22科目に及んでいる。

こうした措置の実施は、授業や「教育支援システム」を通じて学生にも周知されている。とりわけ、試験問題の解説等は、「教育支援システム」を通して学生に提供されている。これらの詳細な実例については、6－1－2の項目「1 現状」の(3)および(5)を参照されたい。

### (2) 異議の申立

成績評価に関する異議申立は、担当教員に対して行われることが基本となっており、(1)で記載したようなオフィスアワーやメールを利用した質問には、そうしたものも含まれている。しかし、万一担当教員による回答が満足のいくものでない場合には、学生からの異議申立について、担当教員から独立した第三者である教務担当教務主任が、当該学生と個別に面談をする手続が慣行として確立している。これをさらに制度化する趣旨から、「成績評価に関する学生からの説明要請に対する対応指針」<sup>69</sup>（教授会決定、2006年7

<sup>68</sup> 別添資料38「定期試験の成果の活用に関するお願い」。

<sup>69</sup> 別添資料44「成績評価に関する学生からの説明要請に対する対応指針」。

月19日)が定められ、現在はこれに従って措置がとられるようになっている。

この「対応指針」によれば、成績評価において不合格の判定を受けた学生がその理由の説明を要請する場合には、教務担当教務主任は同一科目を担当する他の教員の意見を求める。また、必修科目でない科目である場合には、前記方法に準ずる方法で他の教員の意見を求める。この結果をもとに、教務担当教務主任が当該学生と面談し、説明を行うことになる。

### (3) 制度の活用状況

教務担当教務主任が関与するに至った異議申立はこれまで数件みられ、この面談の制度は学生により活用されていると考えられる。上記の「対応指針」が策定されたのも、こうした活用実績を踏まえて、より客観的な情報に基づき、異議申立を行った学生に対する説明を行う趣旨からである。

## 2. 点検・評価

学生に対する試験の評価ポイントなどの説明は、学生の要望に応じて、個別に応じる体制は整っている。実際、オフィスアワーを利用した質問やメールでの問い合わせは自由に行われている。一方、受講した学生一般に対して、答案の返却や出題意図などの説明を行う対応は、各担当教員の任意に任せられており、制度的に義務づけられているわけではない。しかし、前項で述べたように、本法科大学院ではこうした措置をとることを組織的に奨励する対応がとられており、答案返却などのアフターケアの措置をとる教員は確実に増加してきていると評価できる。

成績評価に関する不満は、本来は担当教員と学生との間の対話・交流により解決されるべきであり、先に触れた答案の返却や出題意図・採点基準の開示により、その大部分は解消されるものである。その意味では、異議が出ない状況こそ健全な事態とも言える。こうした点で、本法科大学院において、教務担当教務主任が関与した異議申立が数例に留まっていることは、積極的に評価できる点である。

もちろん、担当教員との間で解決できない場合には、学生の不満・異議ができるだけ客観的な制度による解決されることが望ましい。本法科大学院では、教務担当教務主任が第三者である同一科目あるいは近接科目を担当する教員の意見を聞いたうえで、学生に説明する手続が取られており、その点で客観性は十分に確保されていると評価できる。もっとも、異議申立は事務所が学生の話を聞いたうえで、教務担当教務主任との面談を設定する手続になっており、書面による申請という形式にはなっていない。この点で、手続の円滑な進行と透明性の確保という観点から、工夫の余地があると考えられる。

### 3. 自己評定

B

### 4. 改善計画

教務担当教務主任との面談による異議申立の解決は、慣行として実施されているものであるため、これを明文化することを検討している。こうした慣行は、すでに学生には周知のことであるが、明文化により学生に対してさらに徹底をはかるとともに、申請書面の設置など、手続の形式的側面についても整備を行うことを検討している。

9-2-1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。

## 1. 現状

### (1) 修了認定基準の形式と内容

修了認定基準は「法務研究科（専門職大学院）設置大綱」において定められ、3年以上在学し、所定の単位（96単位～108単位）を取得することが修了要件となっている。ただし、法学既習者の認定を受けた者については、1年必修科目の10科目30単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。

1年生が2年生に進級するためには、「1年必修科目」（30単位）および「1年前期選択必修科目」（2単位）の修得単位数が、合計で26単位以上であることが必要である。1年目に2年生に進級できなかった者は、1年次に修得できなかった科目を再履修し、2年目終了時に1年配当科目（36単位）をすべて修得している場合のみ、2年生への進級が認められる。同学年での在学可能年限は2年を上限としている。同一学年に留まるのは1年生のみで、2年生以降は、延長生も含め、すべて自動的に学年が進行する<sup>70</sup>。

これまでの進級実績は、別紙「学生数の推移」のとおりである。なお、成績が芳しくなく、進級できない可能性のある者については、事前に教務担当教務主任が個別の面談を行い、警告を行っている。

### (2) 修了認定の体制と手続

事務所が各科目の成績を取りまとめ、修了認定予定者のリストを教授会に提出する。教授会は、このリストをもとに、各予定者が所定の単位を修得していることを確認したうえで、修了認定を行う。

### (3) 修了認定基準の学生への開示

修業年限、修了要件、進級制度については、すべて「大学院法務研究科要項」に記載されている。

## 2. 点検・評価

修了認定基準は96単位であり、法科大学院設置基準で示された93単位を上回る。1科目あたりの教育内容が量的・質的に大きいことに鑑みて、108単位以上をとらせないキャップ制を実施している。進級基準は明確かつ客観的であり、法律基本科目の一定程度の修得を基準としている点で、内容

<sup>70</sup> 別添資料2「大学院法務研究科要項」、5頁。

的にも適正である。また、これらの基準は学生に広く周知されており、問題点はない。

### 3. 自己評定

A

### 4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

9-2-2 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

#### 1. 現状

2005年度の修了認定対象者は20名であり、全員が修了認定された。いずれも最低単位数である96単位を満たしており、修得単位の最多は104単位、最小は96単位、平均は99.1単位であった。手続的には2006年3月8日に開催された法務研究科教授会に「2005年度修了判定」の資料が提示され、これをもとに教授会で審議が行われた結果、全員の修了が認定されている。

#### 2. 点検・評価

修了認定された全員が、所定の修了要件（修得単位96単位以上、108単位以下）を満たしており、基準9-2-1で説明した修了認定基準は適正に実施されていると評価できる。また、認定の体制・手続についても、十分な資料をもとに教授会で審議され、修了要件を満たしていることを確認のうえ認定が行われており、適正かつ公正であると考えられる。

#### 3. 自己評定

合

#### 4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

9－2－3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

#### 1. 現状

本法科大学院は、修了要件たる在学期間と単位数の充足により機械的に修了を認定する制度を採用しており、その他の要素を勘案することはできない。したがって、所定の単位数を取得する者が修了認定を受けることができないという事態は発生せず、そもそも異議申立を考慮する必要はないものと考えられる。このため、修了認定に限定した異議申立の手続は設けられていない。

#### 2. 点検・評価

修了認定に限定した異議申立手続は設置されていないが、これにより特段の問題が生じるとは認識していない。もちろん、個々の科目の単位認定について異議申立が行われ、これが結果として修了認定に影響する可能性はあるが、それは基準9－1－3で説明した異議申立手続により対応されており、その点で本項目に関連する異議申立も、実質的にはこれにより担保されるものと考えられる。

#### 3. 自己評定

A

#### 4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

## 第4 その他

私たちは、貴財団による認証評価を受けるにあたって、今回独自の自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価報告書」を作成した。この報告書の作成は、本法科大学院の自己点検評価委員会の委員にとっては、自らの法科大学院の現状を様々な角度から見直し改善点を見出す、FD活動にも似たプロセスであった。その意味で、認証評価は、それを受けた法科大学院にとっても自省のための有意義な機会である。

しかし、他方、こうした意義をもつ自己点検・評価のプロセスは、学生収容定員数900人、教員総数151人（うち専任教員71人）を擁し、351クラスの授業とリーガル・クリニックやエクスターンシップを展開する大規模法科大学院においては、担当教職員に大きな負担と苦痛を課すものであった。各自己点検・評価委員は、重い教育負担を負いながら、報告書の作成を担った。本来であれば関係教員との協議や討論を重ねながら担当部分の記述を練り上げていくべきであるが、今回の認証評価スケジュールが通常に比してタイトなスケジュールとなっていることもある、それが十分できたわけではない。この自己点検・評価の過程は、現状では、担当委員に対するFD的効果があったとしても、この経験が共有されて、教員全員に対するFD的効果を期待することは難しく、そうする努力が求められていることも承知している。

また、認証評価に求められる資料の基礎的なデータが、自己点検・評価そのものがまだ十分に文化として根付いていない大学の制度や慣行のなかで、データそのものが保管・保存されていないものもあり、基礎的なデータを準備する職員には、膨大な日常業務と学生への対応に加え、恒常的なオーバーワークを強いることになった。アメリカのローススクールでは、認証評価担当のAssociate Dean（スタッフ）が配置され、教員（ファカルティ）で構成される委員会と職員（スタッフ）が協働して、評価を受ける準備が行われている。それでもその作業は大変であると聞いている。制度的な条件を無視して行われる試みは、法科大学院の理念を実現するものとはなりえない。この点で、自己点検・評価の項目や内容について十分な配慮が必要である。例えば、第1分野と第7分野などは、評価項目や観点を整理し、場合によっては統合させることなどが考えられないであろうか。

もとより、以上の事情は自己点検・評価が甘くなつて良いという理由にはなりえない。評価委員及び評価員の方々には、わが国の司法制度改革の理念にしたがって、本法科大学院につき厳正な評価をお願いしたい。私たちは、そのことが本法科大学院のみならず、わが国の法科大学院制度全体の改善や発展につながると確信している。